

[事案 2023-344] 契約無効請求

・令和7年3月7日 裁定終了

<事案の概要>

無面接販売を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年5月に乗合代理店を通じて契約し、令和5年7月に解約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返してほしい。

- (1)本契約は無面接販売であり、申込書も郵送されてきたものである。丁寧な保険内容や重要事項の説明を受けておらず、将来、払込保険料が保障金額を上回ることも知らされていなかった。
- (2)契約当時、午前中は清掃業務に従事しており、訪問の約束をすることは絶対でない。また、保険会社では、高齢者に対する保険販売の場合、2日間に分けて面談するルールになっているが、証拠とされている面談記録は、後日募集人が記入することで無面接であっても作成できるものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約にあたっては2度にわたって面談が実施された。募集人の記録の一部について日付の誤記載があるが、これが面談の実施自体をすべて否定する根拠とはなりえない。また、本契約は通信販売でも取り扱っている商品であり、面談実施の有無が契約の成否を左右することにはならない。
- (2)意向確認書に申立人の自署があり、申込書類にも適切に記入・署名があったことから、本契約は申立人の意向に沿った内容であり、申込意思も明らかである。
- (3)申込書の合計保険料の金額は、募集人が関与しなければ記入できないものであり、申立人が募集人の関与なく申込書類を記載したとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。